

確定拠出年金 連絡会議	第12回 平成16年12月14日	資料5
----------------	---------------------	-----

確定拠出年金連絡会議  
(第11回)

議事録

平成16年10月28日

## 確定拠出年金連絡会議（第11回）議事録

日 時：平成16年10月28日（木）10：00～11：58

場 所：厚生労働省専用第18～20会議室（17階）

議 事：（1）米国401(k)プランの最新動向

（2）投資教育について

（3）その他

出席委員：加子座長、伊藤委員、太田委員、田中委員、秦委員、松田委員、光谷委員  
渡邊委員、中井川委員

オブザーバー：

田村正雄（社団法人生活福祉研究機構理事）

石田成則（山口大学経済学部教授）

関係団体等：

松井博志（日本経済団体連合会国民生活本部本部長）

小島 茂（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）

小野 明（日本商工会議所新規プロジェクト担当付副部長）

片山龍雄（金融庁総務企画局政策課金融企画管理官）代理：寺門補佐

事 務 局：厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

○ 加子座長

ただいまから、第11回「確定拠出年金連絡会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、厚生労働省の大谷審議官にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

○ 大谷審議官

おはようございます。ただいまご紹介いただきました、7月23日に年金担当の大谷官房審議官を拝命いたしました大谷でございます。どうぞよろしくお願いします。会議の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本連絡会議は、平成14年6月から開催されておりまして、今回の会議が11回目になると聞いております。ここにお集まりいただいております皆様方の間で活発なご議論が展開されまして、また、多くの方々が傍聴に来られております。この連絡会議はそういう意味で企業にとっても非常に関心の高い会議になっているのではないかと考えております。

ご案内のとおり、本年、年金制度の改正が行われまして、確定拠出年金制度についても改正が行われました。その一部はこの10月に既に施行されており、手続の簡素化等が図られていること、また、来年の10月からは、脱退一時金の要件緩和等が施行されるということで、この改正により確定拠出年金制度がより使い勝手のよい制度に切り替わっていくのではないかと考えております。

メンバーの皆様方から率直なご意見をいただきますことを改めてお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○ 加子座長

ありがとうございました。

それでは、本日の会議の出欠状況を事務局より報告についてお願いいたします。

○ 神田課長

それでは、最初に、メンバーの変更がございますのでご紹介をさせていただきます。お手元の資料1の2枚目に、連絡会議の参考者の一覧表がございます。ご覧いただければと思いますが、メンバーの方では国民年金基金連合会の吉野様が中井川様に、関係団体等の方では、金融庁の仁木様が片山様にかわられております。

本日の出席状況についてでございますが、本日は新日鉄の徳住様、三越の福原様、東日本旅客鉄道株式会社の山根様、日本アイ・ビー・エムの吉田様がご欠席ということでございます。また、金融庁の片山様の代理として寺門補佐が出席が出席されております。

本日はアメリカの401(k)プランの最新動向ということで、ご説明いただくために、JETROニューヨークセンターの年金福祉部長の三石様にご出席をいただいております。

また、本日も確定拠出年金を実施されている企業の方々が傍聴でお越しになつてることを併せてご報告させていただきます。

○ 加子座長

それでは、議事に入りたいと思います。まず資料2の「確定拠出年金の施行状況について」、事務局から説明をお願いします。

○ 神田課長

それでは、お手元の資料2をご覧いただければと思います。これは地方厚生局あるいは国民年金基金連合会等からのデータを集計しているものでございます。9月末現在で企業型年金の規約数は、お手元の資料の1ページでありますけれども、規約数で1,068となっており、先月の987から81増えまして、規約数で初めて1,000を超えたという状況になっております。

それから、加入者数につきましては、1カ月古い8月末ということになりますけれども、101万2,000人となっており、これは7月末の段階で100万人を超えております。

実施企業数については、先月が2,881ということですので、253増えまして、3,000事業主を超えたという状況でございます。

個人型の加入者につきましてでありますけれども、1カ月で約1,100人増えまして、3万5,711人ということになっております。

後の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題であります資料3の「米国の401(k)プランの最新動向」に移らせていただきたいと思います。先ほども事務局からご紹介がございましたが、本日は米国の401(k)プランの最新動向についてご説明いただくということで、JETROニューヨークセンター年金福祉部長の三石様にご出席いただいております。それでは、三石様、よろしくお願ひいたします。

○ 三石 JETROニューヨークセンター年金福祉部長

厚生労働省からJETROニューヨークに出向しております三石と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から、資料にございますように、「米国401(k)プランの最新動向」ということでお話しをさせていただきたいと思いますが、お時間は大体30分ほどと伺っておりますが、よろしゅうござりますでしょうか。

○ 加子座長

はい。

○ 三石年金福祉部長

実は、私自身は米国の年金基金の特に運用の動向、あるいはDBプランについて専らリサーチ等を行っておりまして、こちらの401(k)プランにつきましては、実は外部のリサーチ機関と協力をしてたまたま報告書をこの春にまとめまして、それをちょうどよい機会なので、厚生労働省のほうに報告をいたしましたところ、このような機会を与えていただきまして、ご報告をさせていただくという次第でございます。

それでは、早速、本日お話しをさせていただきます内容でございますけれども、2ページ目のアジェンダのところをご覧いただきたいと思いますが、話の流れといたしましては、401(k)をとりまく

加入者、資産の推移等を幅広く含めまして401(k)マーケットの状況についてお話しをさせていただきまして、その後、加入者の実態、意識についてお話しをさせていただきたいと思います。

また、2001年に、皆様ご案内かと思いますけれども、世界最大手のエネルギー会社でございますエンロンの破綻、あるいはこれは昨年の秋でございますけれども、投資信託のスキヤンダルと相次いで米国におきましても、こういった不祥事といいますか、スキヤンダルが起こりまして、これが米国の401(k)に関しましても多大な影響を与えたということでございまして、この点についての動向についてもお話しをさせていただきたいと思います。

そして最後に、こういった米国の動向から、我が国に与えます示唆、インプリケーションについて、私なりの感想を述べさせていただきたいと思います。

それでは早速内容に入らせていただきますが、3枚目をご覧いただきたいと思います。そもそもアメリカの高齢者の退職後所得の源泉につきましては、これも皆様方、ご案内かと思いますけれども、よく米国の退職後の所得保障につきましては、「三本脚の椅子」にたとえられます。この脚が一本でも欠けますと椅子が倒れるというようなことで、この三本脚の椅子にたとえられるわけでございますけれども、1つは、日本でいう公的年金、アメリカの場合には「社会保障年金」と言われておりますけれども、それが1つ目。それから、職域年金、これにはDB、いわゆる確定給付、とDCといわれる確定拠出のような職域年金、これが二本目の脚ということになります。

3番目が、各個人個人の自助努力ということになるわけでございますけれども、実際に数字を見てみますと、右と左でそれぞれリソースは違うわけでございますけれども、それぞれの高齢者の方々の年間の収入源の内訳がどういうふうになっているかということを示しております。

いずれをご覧いただきましても、いわゆる公的年金・社会保障年金の占める割合が非常に高うございまして、多少、統計によって数字は異なっておりますけれども、4割を超えるような部分が公的年金に依存をしており、その次に職域の年金、その他というような形になっております。

こちらの3ページ目の右の棒グラフをご覧いただきますと、401(k)その他、いわゆる確定拠出年金の占める割合といたしましては、7%程度ということでございまして、これは2002年の数字でございますけれども、高齢者の退職後所得の収入源に占める割合としては確定拠出の比重はまだ小さいということでございます。

このようなまず状況にあるということからお話しを進めさせていただきたいと思います。

続きまして4枚目でございますけれども、一方で、最近の動向といたしましては401(k)プラン、これは特にアメリカの確定拠出年金(DCプラン)の中の主流を占めるわけでございますけれども、この401(k)プランの加入者というのは非常な勢いで増えてきております。こちらの折れ線グラフにございますように、2002年のこれは推計値でございますが、1984年を基準にいたしますと、84年の5倍に加入者は増えております。また、DCプラン全体に占める401(k)プラン加入者の割合も、そちらに数字がございますが、84年の23%に対して2002年は67%を占めるというような形になっております。特にこのように401(k)プランの加入者数が伸びた理由といたしましては、1998年にいわゆる“ネガティブ・エレクション”と言われます新しいやり方といいますか、方法が、日本の国税局に対応いたします内国歳入庁によって認められたというような事情がございます。このネガティブ・エレクションといいますものは、企業側が新入社員につきまして自動的に401(k)に加入させて、給与の一定額をプランに拠出することができるという仕組みを内国歳入庁が認めたということでございまして、これによって401(k)加入者が98年以降大幅に増えてきたというような事情がございます。

続きまして資産についてご覧いただきたいと思いますけれども、401(k)プラン全体の資産量の推移でございますが、やはり80年代から90年代にかけまして大きく伸びていったわけでございますが、99年にピークを達成しまして、2000年以降はその後微減しているという状況でございます。これは皆様ご案内のように、いわゆる90年代のマーケットが、特に株式のマーケットが非常に好調で、毎年、毎年株価が上がっていったというような状況から、2000年以降、米国の株式マーケットが低迷いたしまして、資産が目減りをするというようなことから、2000年以降、この401(k)プランの、いわゆる時価で計る資産量につきましても減っていったという状況にございます。

続きまして6ページでございますが、では、具体的に401(k)の資産がどのようなところに投資をされているのかという数字でございます。こちらは2002年におきます数字でございます。左の縦軸に各投資先、横に伸びますのが加入者数別のプラン規模、一番右側に全体の平均値というようなことで投

資先の割合を示しております。いわゆる投資商品としては投資信託が最も一般的な形でございますけれども、平均投資先のオプション数、投資先を選定するオプションの数の平均を見ますと、2002年におきまして、15.3種類ということになっております。ですから15あるいは16の中から加入者が投資先を選ぶというようなのが平均的な姿ということが言えようかと思います。

特に投資先といったしましては、一番右側の平均値をご覧いただきますとおわかりのように、一番大きな割合が国内のエクイティー、国内株式でございまして、これが28.1%を占めるという形になっております。

それに続きまして、一番上にありますバランス型のファンドが10.3%、あるいは下の方にございますステーブル・バリューという商品、これはいわゆる保険会社でございますとか、あるいは銀行など特定業種に投資される商品でございますが、俗に株式や債券よりもリスクが低いと言われているものでございまして、こういったバランス型ファンド、あるいはステーブル・バリューといったようなものが国内株式に次いで比重が高いということでございます。

続きまして、今後、この401(k)のいわゆるネットのフローがどのようにしていくのかという点でございます。当然、拠出に従って、拠出金額が積み立てられていくわけでございますけれども、一方で退職する等になると、あるいは一定の年齢に達しますと、そこから引き出しがされると。それの差引きたるネットのフローがどのように推移をしていくのかという点でございますけれども、これは労働省が推計しております数字でございますが、純フロー額は今後も増加するという予測がされております。

その理由といったしましては、2つございまして、1つは、現在のブッシュ政権におきまして、拠出限度額の引上げとキャッチ・アップ拠出といわれるものが承認されたということがあります。詳しい内容につきましては後ほど述べたいと思いますが、要は加入者の拠出する限度額が今後引上げられていくということが法律上明確化されたということでございます。

それから、2番目の理由といったしましては、拠出額に占めます給付額の割合というものが、特に401(k)プランはDC全体に比較いたしましても相対的に低いのですが、これは加入者の平均年齢がDC全体に比べましても低いということから言えるわけでございますけれども、ちなみに数字を申し上げますと、この拠出額に占める給付額の割合がDC全体ですと90%、それから401(k)プランですと、83%ということで、まだまだ加入者の平均年齢が低いことに伴いまして、給付額の割合も低いわけでございますので、こういったことからも将来的にネットフローが伸びていくということが推計されるわけでございます。

続きまして8ページでございますが、これは現時点におけるいわゆる拠出額の上限でございますが、拠出額につきましては大きく分けまして3つの上限がございます。1つは、従業員が拠出できる額の上限。2つ目が従業員と企業の拠出分を合わせた全体としての拠出額の上限。そして3番目が企業がいわゆる従業員に支払う給与額に占める比率の上限といった3つの上限があるわけでございますが、これは毎年、毎年上限額は変わってまいります。

まず最初の従業員による年間の拠出額、これは2004年1月1日時点でございますけれども、これが現在は1万3,000ドルということになっております。先ほど申し上げましたブッシュ政権による大幅減税法によりまして、これは2006年には1万5,000ドルに引上げられることが既に決まっております。

それから、2番目の企業による拠出分も合わせた年間全体の拠出額でございますけれども、これは現在4万1,000ドルになっております。また、企業が従業員に支払う給与額に占める401(k)拠出額の割合について、これが給与額全体の25%というものが上限になっておりますけれども、ちょっとやや技術的でございますが、その場合の給与額には一定年収以上の個人の給与は含まないということになっておりまして、その一定年収以上という年収の金額が現在20万5,000ドルということになっております。

それから、一番下でございますけれども、従業員による年間拠出の中で、やはりブッシュ政権下で新たに認められた制度としてキャッチ・アップ拠出というものがございます。これはいわゆるシニアの層、この場合には、50歳以上の方でございますが、50歳以上の方については、さらに1万3,000ドルに加えまして、追加の拠出というものが認められております。これがキャッチ・アップ拠出と呼ばれておりますけれども、現在は3,000ドルが上限でございますが、これも先ほどの大幅減税法によりまして、2006年

度は5,000ドルに引上げられるということが既に認められております。

続きまして、9ページでございますが、米国の401(k)につきましては、いわゆる借入金・ローンも認められております。これは企業の義務ではございませんが、実態を見ますと大抵のケース、401(k)プランにはローンの機能がついております。ただ、借入れを必要とする理由については、ほとんどの企業が条件をつけておりまして、例えば教育費でありますとか、住宅資金でございますとか、あるいは医療費の不足分を賄うとか、そういう条件をついているケースがほとんどでございます。基本的には5年以内の返済ということになっておりますけれども、例えば家の購入についてはこの5年を延長することが認められているというような形でございます。

実態を見ますと、一番右側の2002年のところでございますが、このローンを実際に利用している加入者の割合が23.1%、平均的なローン金額が約6,800ドル、70万円強ということになろうかと思いますけれども、そのような形になっております。また、ローンが401(k)プラン資金全体に占めます割合が2.2%という数字になっております。

続きまして、10ページでございますが、基本的には401(k)をとります関係者は3者あるわけでございます。そちらにございますように、プロバイダー、いわゆる受託機関、それから、事業主たるスポンサー、それからプランの加入者ということでございますけれども、ここに羅列しておりますような項目をそれぞれ分担をするということになっております。

ただし、このプロバイダーが行いますサービスにつきましても、いわゆるフルサービスを提供するようなプロバイダーもあれば、あるいはプロバイダーとスポンサーとの間である程度事務を分担し合うというような一部のサービスだけを実施するというような形態があり、どこまでプロバイダーにサービスを委ねるかというのはスポンサー、すなわち事業主の意思決定次第でございますけれども、様々な形態があるということでございます。

そして、プロバイダーの手数料でございますけれども、次のページをご覧いただきたいと思いますが、手数料の上限等に関する、特に法的な規制は存在しませんけれども、1998年に連邦の労働省がガイドラインを示しております。ガイドラインの対象になっております手数料が、ここに挙げられております①から⑧までございますけれども、実態といたしまして、この手数料すべてが必ずかかっているというわけではありませんで、およそ考えられる手数料が羅列されているとご理解いただければと思います。特に2番目の投資管理手数料、これが全体のプロバイダーに支払われます手数料の80%を占めると言われております。

続きましては、401(k)加入者の実態と意識の面について話を移させていただきたいと思います。12ページをご覧いただきたいと思いますが、401(k)プラン加入者の投資先の内訳が96年から2000年にかけてどのように変化してきたかという数字でございます。ご覧いただきますとおわかりのように、やはり株式投資が高いシェアを示しております。特に90年代に全体からしますと5割を超えるようなシェアを示しておりますけれども、特に2000年以降、いわゆる株式の市況が悪くなってくる。あるいはエンロン等のスキャンダルが発覚すると、こういったようなことから、株式のシェアが多少落ちてまいりまして、逆に増えていますのが、先ほども申し上げましたステーブル・バリュー、いわゆる銀行とか保険会社といった特定の業種のみに投資をすると。そして国債や株式よりもリスクの低い投資を行うというような商品でございますが、それから国債のファンド、大変申し訳ございませんが、ちょっと誤植がございまして、「国債」の「債」の字（「誤：際」）が違っております。ボンドの方の「国債」でございますので、恐縮でございますが、訂正させていただきたいと思います。国債のファンド、これが逆に微増をしているというような状況にございます。それでも、2002年をご覧いただきますと、エクイティー、いわゆる株式の占めるシェアが40%を占めているというような状況でございます。

一方で今度は年齢階層別に投資先内訳をご覧いただきますと、13ページでございますが、20代から60代、そして一番右側に全体の平均値をとっておりますが、これをご覧いただきますと、退職年齢に近い世代ほど株式のシェアが減少してまいりまして、逆にそれよりもリスクの低いステーブル・バリューなどのシェアがえていくということがおわかりいただけるかと思います。また、最近のアメリカの動向といたしましては、年齢階層に合わせて自動的にこういった株式のシェアを減らしていく、逆にリスクの低い商品を増やしていくような、こういった年齢階層に合わせて自動的にアセット・アロケーション

を変えていくような商品といったようなものを最近は出つつあるという状況でございます。

続きまして、14ページでございますが、実際に一定年齢に達しまして、401(k)の資産から支払いを受ける、給付を受けるという段階で各個人が何を選択をするかということでございますが、ここでは401(k)プランの資産額の規模に応じてそれぞれの加入者がどう選択をしているかという点について示したものでございますけれども、これをご覧いただきますとおわかりのように、保有額が低いような場合につきましては、多くが一括払いを選択しているということでございます。

また、グラフの右側の方、こちらは保有額が高い場合でございますけれども、この場合には一括払いというよりも、むしろIRA(米国個人対象勘定)に移管、ロールオーバーと言われておりますけれども、IRAに移管をする傾向が強いということでございます。そしてIRAに移管をした場合でも、年金として毎月決まった額を受け取るというような設定よりも、むしろIRAから必要な生活費などを引き出すというような柔軟な方法を好む傾向にございます。こういった資産規模にかかわらず、平均いたしましては、57%の方々が一括払いを選択しているというような状況でございます。

続きまして、先ほど来、申し上げておりますエンロン等の事件、投資信託のスキヤンダルといったようなことから、政府あるいは議会を挙げてどのような取組みをしているのかという点に話を移らせていただきたいと思います。

1つは、これはスキヤンダルとは関係ないわけでございますけれども、先ほど来、申し上げましたブッシュ政権、これは2001年6月にできた法律でございますが、俗称、大幅減税法と言われている法律がございます。これによって年間拠出金額の引上げ、あるいは50歳以上の方々の追加拠出を認めるというキャッチ・アップ拠出、こういったものが新たに承認をされました。これによって、今後加入者の拠出します上限額というものが毎年引上げられていくということが法律上確定されているわけでございます。ちなみに年間拠出金額につきましては、繰り返しになりますが、2006年までは、毎年1,000ドルずつ増加をしてまいります。それ以降につきましては、インフレ率に合わせて引上げられていくという形になっております。

また、キャッチ・アップ拠出につきましては、やはり2006年まで、毎年1,000ドルずつ増加をしてまいります。その後は一定の指標によって引上げられていくというような形をとっております。このようなことから、先ほどご覧いただきましたように、401(k)プランのネットのフローは今後も増えていくということが予想されているわけでございます。それから、エンロン事件、そういった企業の不祥事に関しましての対策といたしましては、日本でも話題になりましたけれども、米国企業改革法、これは実際にイニシアチブをとりました議員の名前を使いまして、“サーベンス・オックスレー法”と呼ばれておりますけれども、こちらの法律によりまして、各企業の監査等の強化が図られたわけでございますが、実際に401(k)プランについて、この法律で取り組まれた事項といたしましては、いわゆるブラック・アウト期間の通知と制限という項目と、それから、情報公開という項目がございます。

まず、ブラック・アウト期間の通知とその制限につきましては、プランの管理担当者、アドミニストレーターが変更される間に加入者の投資先変更などが制限される期間をブラック・アウト期間と呼んでおりますけれども、この期間における企業役員による、いわゆるインサイダー取引というものを禁止するということになりました。実際エンロン等の場合には、企業役員が企業破綻が発覚する前に、自らインサイダー取引を行って私腹を肥やす、あるいは自らの損失を回避をするというような行動があったわけでございますが、そういうことをブラック・アウト期間については一切禁止をするというような措置をとっておりますし、また、情報公開という意味では、このブラック・アウト期間に入る30日前には、加入者・受給者にその旨を通知しなければいけないというような措置をこの法律で講じております。このようなことから、企業役員が自ら有利な形でインサイダー取引等による自己の損失を招くというような行動が禁止される、あるいは制約されるという形になっております。

もう一つは、2003年の年金保障法案、これはまだ法案でございまして、下院を通過しただけでございまして、現在、上院で審議中でございますけれども、エンロン等の場合には過度な自社株投資というものが行われておりますので、実際に従業員にとりましては、企業が倒産するだけではなくて、自分の老後をあずけていた401(k)プランにつきましても、自社株のウエイトが高かったために、プランの資産についても損失を受けるというような形になってしまったわけでございますが、そういった過度な自

社株投資の抑制、あるいは投資に関する専門的なアドバイスの提供について、この法案では規定をしておりますが、現在まだ審議中ということでございます。

投資アドバイスについては、後ほどもう少し詳しく述べたいと思います。

現在、議会が特にこの401(k)プランについて懸念をしている事項といたしましては3つございます。2003年の数字でございますが、現在、自社株投資、これは401(k)プランの38%が自社株投資に充てられているという統計がございますが、こういった集中投資からリスクを分散するという意味で分散投資を図る。また、そのための方法をどうしたらいいのかという点についての懸念が1つございます。その1つの対策として、今申し上げた2003年年金保障法案のようなものも提案されているということでございます。

2つ目といたしましては、DCプラン、あるいは401(k)プラン自身の加入者が増えている、あるいは資産も増えてはおりますけれども、いわゆる確定給付を全部やめて確定拠出だけで賄うというのはなかなか現在の資産規模からいたしましても難しい。それだけで老後の所得保障が十分ではないということから、この401(k)プランと既存の確定給付(DBプラン)との両制度に並行して加入をする、その促進をいかに進めるかという点についても2つ目の懸念ということになっております。

また、3番目といたしましては、日本でも課題になっておりますけれども、従業員に対する投資教育をいかに進めるのかという点がございます。この3番目の点につきましては、その次の資料、16ページをご覧いただきたいと思いますが、これは投資教育を提供するプロバイダーについて取り上げたものでございますけれども、現在、受託機関、いわゆるプロバイダーの96%が投資教育を提供しています。上の表の中ほどにブロック体で書かれているものが従業員教育で、これが2003年で96%を占めております。

そして、また、今度、その下の表でございますけれども、いわゆる投資アドバイス、一般的な単なる投資とは何なのかというような教育のほかにもう少し運用商品などに絞った投資アドバイスを提供している企業、これが約半分(50.6%)ございます。特に加入者数の少ないDCプランにつきましてはその割合が高くなる傾向にあります。

ただ、一方で、現在のERISA法では利益相反の関係がございますので、商品を提供しているプロバイダーが投資アドバイスをするということは禁止されているわけでございますけれども、こういった投資商品を提供していないような独立系のプロバイダーなどが、こういった投資アドバイスを提供するというような傾向がございます。

そして、この投資教育について、アメリカ自身もいろいろ試行錯誤をしているわけでございますが、今後のキーワードとしては、識者に言わせますと2つほどの傾向があるということでございます。1つが、「カスタマイズ」、そしてもう一つが、「シンプル」ということでございます。カスタマイズと言いますのは、いろんな従業員、401(k)加入者の方々がいらっしゃるわけでございまして、一般的な情報提供、教育、これはかえって、物事の本質をわかりづらくする、あるいはあまり役に立たないということが言われておりますし、個々の加入者の置かれている状況、あるいはニーズに対応してカスタマイズされたような教育を行う。そのためには多少コストも高くなるわけでございますが、実際の加入者のニーズに応えるために、個別のニーズに対応した投資教育を行うというような傾向がございます。

また、投資教育ということになると、非常に難解な用語が並べられたり、その内容も非常に複雑多岐にわたるという傾向がございますけれども、できるだけシンプルなものにして、だれもが取りつきやすいものにするという「シンプル化」ということも今後のキーワードに挙げられております。

続きまして、17ページでございますけれども、昨年の秋以降、いわゆる投資信託につきましてのスキヤンダルが発覚をいたしました。詳細は述べませんけれども、いわゆるマーケットタイミングでございますとか、時間外取引といったような、実際に投資信託に投資をしている加入者が知らないところでいろいろ不正、あるいは不適正な取引が行われていたということでございますけれども、実際に401(k)加入者のほとんどが投資信託という商品を使って投資を行っていることから、このスキヤンダル後にどのように各界が反応したかという点でございます。

まず、プロバイダーの方でございますけれども、結局この事件の後、米国の証券取引委員会(SEC)と、それから実際に不正行為を行った金融機関(運用機関)との間で和解が成立いたしまして、多額の和解金、賠償とは正式には言っておりませんけれども、和解金を支払うということになりました。